資料２

特定調達品目検討に当たっての基本的考え方

１.「基本方針」に定める基本的考え方

特定調達品目及びその判断の基準等の検討は、「基本方針」に定める基本的考え方（別添１）に基づき実施する。検討に当たっての主要な観点は以下のとおりとする。

① 物品等の品質等の一般的事項を満足していること
- 品質、機能、供給体制等、調達される物品等に期待される一般的事項を満足していること
- 環境負荷低減効果に対してコストが著しく高くない、または、普及による低減が見込まれること

② 環境負荷低減効果が確認できること
- 客観的に環境負荷低減効果が確認できること（環境負荷低減効果の評価方法について科学的知見が十分に整っていること）
- 数値等の明確性が確保できる判断の基準の設定が可能であること

なお、特定調達品目は、国、独立行政法人及び特殊法人が重点的に調達を推進する環境物品等の種類であり、また、グリーン購入法はより環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的としているため、以下に該当する提案については検討の対象外となる。

- 国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの
- 既に十分に普及しているもの

また、平成１３年度の調達実績等により特定調達物品等の普及の状況を確認し、適宜現行の特定調達品目の判断の基準の見直しを検討する。

２．公共工事における品目検討の考え方

特定調達品目のうち、公共工事に係る品目については、「基本方針」（別添１）にも示すとおり、目的となる工作物が、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要があるなどの特徴を有している。

特定調達品目の検討に当たっては、環境負荷低減効果があり、かつ、国等が調達を推進することにより環境物品等の普及が図られるものを特定調達品目として定めることとし、特に以下の観点から検討を実施する。

①環境負荷低減効果が客観的に認められるもの
- データ等により客観的に効果が示されたものを原則とする

②普及の促進が見込まれるもの
- 十分に普及し、それ自体が既に通常品になっているものは除く
- 普及が可能な地域が限定されるものであっても、通常品の代替として普及が見込まれるもの

③品質確保（安全性、耐久性等）が確実なもの
- ＪＩＳ、ＪＡＳ等の公的基準を満足または準拠すること
- 公共工事における使用実績が十分にあること等、実際と同等の条件下での検証及び評価が十分になされていること

④コストが適正と判断されるもの
- コストが通常品に比べ著しく高いものは除く
- 現在、割高なものは、普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認

なお、具体的な検討の流れは、（別添２）に示すとおりとする。

（別添１）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（抜粋）

２．特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア．判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ．判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ．特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ．公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

公共工事に係る品目検討フロー

＜品目検討の基本的考え方＞
○ グリーン購入法の主旨への適合性を判断し、①環境負荷低減効果が客観的に認められるもの、②普及の促進が見込まれるものを、明らかに品質が確保できないものを除き特定調達品目候補として、特定調達品目候補群（ロングリスト）に記載する。

○ 環境負荷低減効果、環境負荷低減以外の特性（③品質確保（安全性、耐久性等）の確実さ、④コストの適正さ等）を判断し、特定調達品目候補群（ロングリスト）記載品目を、グループに区分する。

○ 環境負荷低減効果の評価は、品目のライフサイクル全体にわたった総合的な観点から行う。

提案資料

1次スクリーニング
（提案を受け付けられるかどうかの検討

（除外）
- 国及び独立行政法人等による公共工事において調達しないもの、または、極めて少ないもの
- 環境負荷低減に関する特性について、提案内容を客観的に評価するための資料がないもの
- 環境負荷低減以外の特性（品質確保（安全性、耐久性）の確実さ、コストの適正さ等を判断するための資料がないもの

→ 公共工事の品目としては、対象外

2次スクリーニング
（特定調達品目候補群（ロングリスト）に記載するかどうかの検討

この間、別途必要に応じてヒアリングを実施

（除外）
- 比較対象の選定が不適切なもの
- 環境負荷低減効果が認められないもの
- ○○製の資材など、素材自体の環境負荷低減特性に依拠しているもの
- グリーン調達だけでは環境負荷低減効果が実現しないもの　など

特定調達品目候補
＜特定調達品目候補群（ロングリスト）に記載＞

H15年度特定調達品目
→ H15年度～調達を推進

グループ①
▲コストが通常品に比べ、著しく高いもの
→ コスト低減努力が必要

品質確保（安全性、耐久性等）が確実ではないもの

グループ②
▲公共工事における使用実績が十分ではない等、実際と同等の条件下での検証及び評価が十分ではないもの
→ 今後の十分な検証が必要

グループ③
▲JIS、JAS等の公的基準を満足または準拠していないなど、「品質確保」について不確実性が残るもの
▲「目的物の性能確保」について不確実性が残るもの
→ 客観的・科学的な情報の蓄積が必要

グループ④
■マクロ的に期待される環境負荷低減効果が相対的に小さいもの
■「判断の基準」の設定が難しいもの
→ ・社会全体への波及効果がより大きいものを優先する観点から検討期間が必要。
・数値等の明確性が確保できる「判断の基準」の設定には調整期間が必要